

○第3弾改正電気事業法において小売電気事業等の登録に際しては、経済産業大臣は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないとされている。このため、第1回委員会において、以下の通り、委員会における小売電気事業等の登録審査に関する基本的な審査方針を定めたところ。

## 2. 審査対象について

第1回委員会 資料3-7より抜粋

第2弾法第2条の5第1項又は第27条の18第1項に規定する登録拒否要件への該当の有無に関しては、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」(同項第4号)でないか審査するための基準(「電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」(以下「審査基準」という。))が、本年8月3日に制定されている。

委員会は、電力の適正な取引の確保を図る観点から、基本的に審査基準1(2)(審査基準2. において準用する場合も含む。)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかを審査対象とする(審査基準1(1)(審査基準2. において準用する場合を含む。)に規定された供給能力の審査は、主として資源エネルギー庁が行う。)

## 3. 審査方針について

前述の審査を行うに当たり、具体的には以下の観点等から「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかを審査する。業務の一部を委託にて実施する場合には、委託先の体制等についても確認する。また、審査の過程で、必要に応じて、追加資料を求めることとする。

なお、登録申請は実際の事業開始前であることから、事業計画の段階での審査とならざるを得ないことに留意する。

- ① 同時同量や電源調達等の需給管理の業務等、小売事業者として行う業務の実施体制が定まっているか
- ② 説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか
- ③ 苦情等処理体制が適切か 等